

産業廃棄物処分業許可証

山形県南陽市和田西大作 3368 番地の 1
株式会社県南チップ
代表取締役 海老澤秀樹

再 複 写 無 効
株式会社県南チップ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 3 年 2 月 1 日

許可の有効年月日 令和 7 年 12 月 20 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

記号	処分方法	記号	処分方法	記号	処分方法
F	破砕処分				

(2) 処分の方法ごとに区分した取り扱う産業廃棄物の種類

種類	取扱	種類	取扱	種類	取扱
燃え殻		繊維くず		動物のふん尿	
汚泥		動植物性残さ		動物の死体	
廃油		動物系固形不要物		ばいじん	
廃酸		ゴムくず		政令第 2 条第 13 号に規定の産業廃棄物	
廃アルカリ		金属くず		自動車等破砕物	
廃プラスチック類		ガラスくず等		石綿含有産業廃棄物	
紙くず		鋳さい		水銀使用製品産業廃棄物	
木くず	F	がれき類		水銀含有ばいじん等	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供するすべての施設
別表のとおり3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 17 年 12 月 21 日 許可
平成 22 年 12 月 28 日 許可の更新
平成 27 年 12 月 21 日 許可の更新
令和 3 年 2 月 1 日 許可の更新
令和 5 年 8 月 2 日 木くずの破砕施設の追加

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~ ・ (無)

(別表) 事業の用に供するすべての施設

1	施設の種類	木くず又はがれき類の破碎施設
	設置場所	山形県米沢市大字三沢字白旗拾七ノ一 26100番26
	設置年月日	平成17年11月26日
	処理能力	180トン/日(8時間)(木くず)
	許可年月日	平成23年7月29日
	許可番号	置賜第219-41-1号
2	施設の種類	木くず又はがれき類の破碎施設
	設置場所	山形県米沢市大字三沢字白旗十七ノ一 26100番5、26100番26及び県内一円建設現場(山形市を除く)
	設置年月日	令和5年7月14日
	処理能力	80トン/日(8時間)(木くず)
	許可年月日	令和5年7月13日
	許可番号	置賜第219-62号
	施設の種類	以下余白
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 再複製無効 株式会社県南チップ </div>
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	